

長崎市長 田上 富久 様

長崎市個人情報保護・情報公開審査会
会 長 城 谷 公 威

長崎市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 22 年 12 月 15 日付長市編第 46 号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

「新長崎市史印刷製本業務に係るプロポーザルに提出された受託者の提案書」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

「新長崎市史印刷製本業務に係るプロポーザルに提出された受託者の提案書」の公開請求に対して、長崎市企画財政部市史編さん室（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

（1）公開請求

申立人は、平成 22 年 9 月 28 日、長崎市情報公開条例（平成 13 年 10 月 1 日長崎市条例第 28 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次の内容の情報公開を請求した。

- ・「新長崎市史印刷製本業務」提案書（各社）

（2）請求に係る行政文書の特定

実施機関は、上記請求について次のように特定した。

- ・新長崎市史印刷製本業務に係るプロポーザルに提出された各社の提案書

（3）情報公開の諾否の決定

実施機関は、平成 22 年 11 月 11 日付けで、申立人に対し、当該対象文書について条例第 11 条第 1 項の規定により部分公開の決定通知を行った。

(4) 異議申立て

申立人は、平成 22 年 12 月 8 日、上記 (3) のうちプロポーザル提案書のうち受託者の提案書に係る部分公開決定を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 4 条の規定に基づき、実施機関に対し、請求文書の公開を求める異議申立てを行った。

3 審査会への諮問

実施機関は、平成 22 年 12 月 15 日、条例第 18 条第 1 項の規定により、長崎市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）会長に対し、関係書類を添えて諮問を行った。

関係書類：

- ①情報公開請求書の写し
- ②部分公開決定通知書の写し
- ③異議申立書の写し
- ④部分公開理由説明書
- ⑤異議申立に係る経過説明

4 申立人の主張の要旨

申立人の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

市民は納税者として税金の運用を監視する。そのため市民はその情報を知る権利を持ち、一方、市は情報を公開し告知する義務を負う。『新長崎市史』製本業務は既に受託業者も決定し、税金も投入されている進行中のものである。

客観的な検証と公平で厳正な審査のもとで行なわれるプロポーザルにおいて、参加各社が提出する提案書は、未返却という条件もあり参加各社は、提出した提案書は選考期間及びそれ以降においても第三者に公開されることが前提であると認識している。

また、提案書に含まれる校正のノウハウには企業秘密になりうるような独自性はなく、校正ノウハウによって表現するものは、あくまで客観性であり一般性である。今回の情報公開請求に対する部分公開の決定は、核心部が非公開となっており全く意味の無いものである。

“市民とつくる『新長崎市史』”を標榜しながら、採用し決定されたデザイン等ソフト部分すらも公開されないとは、市民として大変不可解である。情報公開で得た情報を基に、今回のプロポーザルにおける審査等の検証をしたいと考えており、少なくとも受託業者の提案書については全部公開すべきである。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

「新長崎市史」印刷製本業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式を採用し、各社から提出された提案書を審査の上受託者を決定したが、他の都市においても市史の編さんを計画しており、今後受託者が他都市の市史の編さん業務について受注機会があることが見込まれる。

市史の印刷製本業務に係る提出された提案書は、本市だけではなく他都市においても今後の印刷発注の機会に活用でき、公開された場合、これに修正を加え他の企業が利用することも可能となるものである。

一方、情報公開請求を受けて、実施機関としても条例の趣旨を踏まえ可能な限り公開に努めるため、受託者に対して理解を求め意見を聞いた上で今回の決定に至ったものであり、個人に関する情報や、公開することによって受託者の競争上の地位、正当な利益を害するおそれがある情報を非公開と判断したものである。

(1) 業務を担当する職員の肩書き、入社年について

提案書の組織体制等に記載されている業務を担当する職員の肩書き、入社年については、受託者の企業名を公表していることから、特定の個人を識別することができるものであり、本市条例第7条第2号に該当し非公開としたものである。

(2) 印刷見本について

本市が提示した見本作成のための原稿に校正を加え、ページデザイン及び刷り上りの提案の求めに対して、校正実務の見本とそれを解説したものである。当該文書には、受託者が実施している具体的な作業方法が表現されており、長年培った経験から獲得した独自の校正ノウハウが含まれている。これを競合他社が模倣し使用した場合、受託者が受注競争に敗れ、不利益を被るおそれがあり、条例第7条第3号アに該当し非公開としたものである。

(3) デザイン案等について

プロポーザルで提案された装丁案・表紙案・本文案の各デザイン案は、受託者が人件費等の経費をかけ作成されたものであり、模倣され他の出版物に使用された場合、未発表のデザインであるため法的な対抗措置も困難であり、自前のデザインを使用することもできないため、費やしてきた経費と時間が無駄に終わり大きな損失を被るおそれがあり、条例第7条第3号アに該当し非公開としたものである。

(4) 他都市の進行管理事例について

受託者が他都市における実績を示す進行管理事例についても、受託者が長年培った経

験からのノウハウであり、条例第7条第3号アに該当し非公開としたものである。

(5) 見積書について

見積書には、業務内容ごとの見積金額が記載されており、この内訳金額が公開されると組版・版下作成・印刷・製本などの各工程のコストがかなり詳細に推測され、原価計算の内容が競合他社の知るところとなる。

今後、類似の競争入札において受託者の入札額を推計し、それを下回る金額で入札された場合、競争に敗れる等の不利益を被るおそれがあり、条例第7条第3号アに該当し非公開としたものである。

6 審査会の判断

(1) 本件審査についての審査会の考え方

申立人が主張するとおり、本市の情報公開制度においては、条例第1条に規定する市民の知る権利を保障するとともに、市民から市政を負託された市が、市政の諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対して説明する責務を果たすことが求められている。

条例第7条の規定では、同条各号の規定に掲げる非公開情報を除き公開しなければならないとするなかで、同条第2号により「個人に関する情報」、また同条第3号アにより、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」については非公開情報としている。

また、申立人からは今回の情報公開及び申立てに至る経緯、また対象文書の利用目的がプロポーザルの審査等に対する検証であることの説明がされたが、長崎市の情報公開制度においては、誰でも請求することができ、請求の目的の如何を問わずに判断するものであるため、本審査会としては単に申立てがあった文書が条例の規定に則して公開・非公開が判断されているかについて審査するものである。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

提案書の組織体制等に記載されている業務を担当する職員の肩書き、入社年については、実施機関が主張するとおり、特定の個人を識別することができるものであり、本市条例第7条第2号に該当し非公開情報と判断する。

(3) 条例第7条第3号アの該当性について

受託者の提案書において、実施機関が非公開と説明している、5(2)印刷見本、5(3)デザイン案等、5(4)他都市の進行管理事例、5(5)見積書について、本審査会において当該文書の内容の検証を行ったが、実施機関が説明する受託者の独自のノウハウ及び原価計算が推計可能と判断される情報であることは是認できる。

よって、これは他都市における今後の印刷発注の機会に活用できるものであり、公開

することにより競合他社に模倣又は利用された場合、受託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第3号アに該当し非公開とすることが妥当と判断する。

(4) 結論

以上により 1 審査会の結論のとおり判断する。

「別記」

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 処理経過

年 月 日	審査会	処 理 経 過
平成 22 年 12 月 15 日	—	実施機関から諮問書を受理
平成 23 年 1 月 17 日	—	異議申立人から意見書を受理
1 月 18 日	第 1 回	実施機関からの説明、質疑応答、審議
2 月 1 日	第 2 回	申立人の意見陳述、質疑応答、審議
2 月 8 日	第 3 回	答申書審議
2 月 15 日	—	答申書

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 委員名簿

職	氏 名	摘 要
会 長	城谷 公威	弁護士
委 員	黒崎 伸子	女性団体代表
〃	大内 和直	大学教授
〃	徳永 幸子	大学教授
〃	馬場 宣房	新聞社役員

※馬場委員については、申立人との利害関係が懸念されたため、本件審査に関しては辞退。